

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十五号

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三を第十四条の四とし、第十四条の二の次に次の一条を加える。

（原因者の負担）

第十四条の三 港湾法第四十三条の三第二項に規定する負担金の徴収を受ける者は、同条第一項の港湾工事の必要を生じさせた工事又は行為につき費用を負担する者とする。

2 前項の負担金の徴収は、同項の者に納入の通知をして行うものとする。

別表第一国際拠点港湾及び重要港湾の表係留施設の部中

「 尾道糸崎港柳津地区 一三、〇〇〇円」を

「 尾道糸崎港柳津地区 一三、〇〇〇円
福山港一文字地区 一〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例中、第十四条の三を第十四条の四とし、第十四条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、別表第一の改正規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。